

低公害車導入促進事業に関する補助金交付要綱

	平成 15 年 4 月 24 日
(一部改正)	平成 16 年 4 月 23 日
(一部改正)	平成 17 年 3 月 31 日
(一部改正)	平成 18 年 3 月 29 日
(一部改正)	平成 19 年 3 月 30 日
	平成 20 年 3 月 31 日
(一部改正)	平成 21 年 3 月 30 日
	平成 22 年 3 月 30 日
	平成 23 年 3 月 30 日
	平成 24 年 3 月 28 日
	平成 25 年 4 月 25 日
	平成 26 年 4 月 8 日
	平成 27 年 4 月 3 日
	一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 本要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が低公害車導入に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、貨物自動車の排出ガス問題等の環境保全対策を推進するため、低公害車の導入を促進し、二酸化炭素（CO₂）及び窒素酸化物（NO_x）並びに粒子状物質（PM）の排出量削減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「低公害車」とは、ディーゼルトラックの最新排出ガス規制に適合し、かつ、二酸化炭素（CO₂）又は窒素酸化物（NO_x）若しくは粒子状物質（PM）の排出量が少ない貨物自動車運送事業の用に供する貨物自動車であって、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）及び国、東京都が指定するものをいう。（使用過程にあるディーゼル車を改造した車（改造天然ガス自動車）を含む。）
- ② 「事業者」とは、東ト協の会員であるトラック運送事業者で、東京都内を使用の本拠の位置とする低公害車を「購入」又は「リース」により導入し、かつ、使用する者をいう。

(補助事業)

第3条 東ト協は、事業者が行う低公害車の導入に要する費用の一部を予算の範囲内において、補助することができる。

- 2 補助をするにあたっては、事業者からの申請に基づき、別表に示す補助金を交付する。
- 3 消費税は補助の対象外とする。

(車両の登録)

第4条 補助金の対象となる低公害車（以下「当該車両」という。）は、初度登録でなければならない。（但し、使用過程にあるディーゼル車を改造した車（改造天然ガス自動車）を除く。）

2 前項の登録は、当該補助金の交付申請をする日に属する会計年度内の別に定める期日までに登録を完了しなければならない。

(補助金の申請)

第5条 事業者は、第3条の補助を受けようとするときは、様式1による所定の低公害車導入促進助成金交付申請書により、別に定める期日までに東ト協あて申請するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(補助金交付決定及び通知)

第6条 東ト協は、事業者から前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付するべきものと認めた場合、交付の決定を行う。

2 前項により交付が決定した場合、様式2による低公害車導入促進事業補助金交付決定通知書により、当該事業者に対し通知する。

(導入実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 交付決定を受けた当該車両の登録手続きが終了し、導入事業が完了したときは、様式3の（1）により、低公害車導入促進事業実績報告書（購入分）兼補助金請求書を東ト協に提出しなければならない。

2 リースによる導入の場合、リース会社が前項と同様の手続きにて、様式3の（2）により、低公害車導入促進事業実績報告書（リース分）兼補助金請求書を東ト協に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 東ト協は、前条の低公害車導入促進事業実績報告書（購入分）兼補助金請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告書に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該事業者に対し、補助金を交付する。

2 リースによる導入の場合、リース会社より前条の報告（実績報告書（リース分）兼補助請求書）があった当該リース車両について、前項と同様に精査し、補助金を交付すると認めたときは、当該事業者のリース契約先に対し、補助金を交付する。

(申請の変更又は取り下げ)

第9条 交付申請後又は交付決定後、申請内容を変更するときは、速やかに様式4による低公害車導入促進事業補助金交付申請変更届出書を東ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式5による低公害車導入促進事業補助金交付申請取下届出書を東ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取り消しと補助金の返還)

第 10 条 事業者又は交付の対象となった当該車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は当該車両に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについては、この限りではない。

- 1) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - 2) 事故又は火災等の不慮の事態により当該車両が使用できなくなったとき。
 - 3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - 4) 事業者が東ト協を脱会したとき。
- 2 前項の場合において、当該取り消し等に係る補助金が、既に事業者へ交付されているときは、東ト協は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
- 3 事業者は、第 1 項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく東ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第 11 条 事業者は、交付対象となった当該車両が、初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ東ト協の承認を得なければならない。

(事業者の責務)

第 12 条 事業者は、導入した低公害車の取扱いにあたっては、関係法令等に従い、その管理体制を確立して、善良な管理者の注意をもって、適切に運行しなければならない。

(雑 則)

第 13 条 東ト協は、第 3 条の補助に関して、事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(準 用)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項については、全ト協並びに国、東京都の協調団体の交付要綱に定める事項を準用し、東ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 15 年 4 月 24 日東ト協環助発第 1 号)

2. 本要綱を一部改正し、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成 16 年 4 月 23 日東ト協環環発第 2 号)

3. 本要綱を一部改正し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成 17 年 3 月 31 日東ト協環環発第 73 号)

4. 本要綱を一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成 18 年 3 月 29 日東ト協環環発第 71 号)

5. 本要綱を一部改正し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成 19 年 3 月 30 日東ト協環環発第 83 号)

6. 本要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 20 年 3 月 31 日東ト協環環発第 102 号)

7. 本要綱を一部改正し、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 21 年 3 月 30 日東ト協環環発第 89 号)

8. 本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 22 年 3 月 30 日東ト協環環発第 88 号)

9. 本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 23 年 3 月 30 日東ト協環環発第 94 号)

10. 本要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 24 年 3 月 28 日東ト協環環発第 92 号)

11. 本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 25 年 4 月 25 日東ト協環環発第 3 号)

12. 本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 26 年 4 月 8 日東ト協環環発第 1 号)

13. 本要綱は、平成27年4月1日より適用する。
(平成27年4月3日東ト協環環発第96号)

別表

補助金の交付額（第3条関係）

対象車種	補助額
別に定める。	別に定める。